

土岐市水防計画

令和3年
土岐市防災会議

目 次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 水防計画の作成及び変更	5
第5節 安全配慮	5
第2章 水防組織	
第1節 市の水防組織	6
第2節 水防施設	8
第3章 予報、警報とその措置	
第1節 予報、警報等の種類	10
第2節 輸送の確保	17
第4章 重要水防箇所	18
第5章 水防活動	
第1節 水防配備	22
第2節 気象観測	23
第3節 巡視及び警戒	23
第4節 他機関との応援協力	24
第5節 水防作業	25
第6節 避難のための立退き	28
第7節 決壊後の処理	28
第6章 水防訓練等	
第1節 水防訓練	29
第2節 水防信号及び標識	29
第7章 費用負担と公用負担	31
第8章	
第1節 水防記録	33
第2節 水防活動実施の報告	33

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岐阜県知事から指定された指定水防管理団体たる土岐市が、同法第33条第1項の規定に基づき、土岐市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、土岐市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予

報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は水量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川又は水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位又は雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報及び氾濫発生情報のことをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときに、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(17) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(18) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(19) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(22) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(23) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時に円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

第3節 水防の責任等

水防に関する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）

- ⑫水防信号の指定（法第20条）
- ⑬避難のための立退き指示（法第29条）
- ⑭緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑮水防団員の定員の基準の設定（法第25条）
- ⑯水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑰水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

2 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑧水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑨警戒区域の設定（法第21条）
- ⑩警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑪他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑫堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑬公用負担（法第28条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑯水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑰水防協議会の設置（法第34条）
- ⑱水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑳水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉑消防事務との調整（法第50条）

3 国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑤水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑩都道府県知事等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

- 4 気象庁の責任
 - ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- 5 居住者等の義務
 - ①水防への従事（法第24条）
 - ②水防通信への協力（法第27条）
- 6 水防協力団体の義務
 - ①決壊の通報（法第25条）
 - ②決壊後の処置（法第26条）
 - ③水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ④業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第5節 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器を携行する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

第2章 水防組織

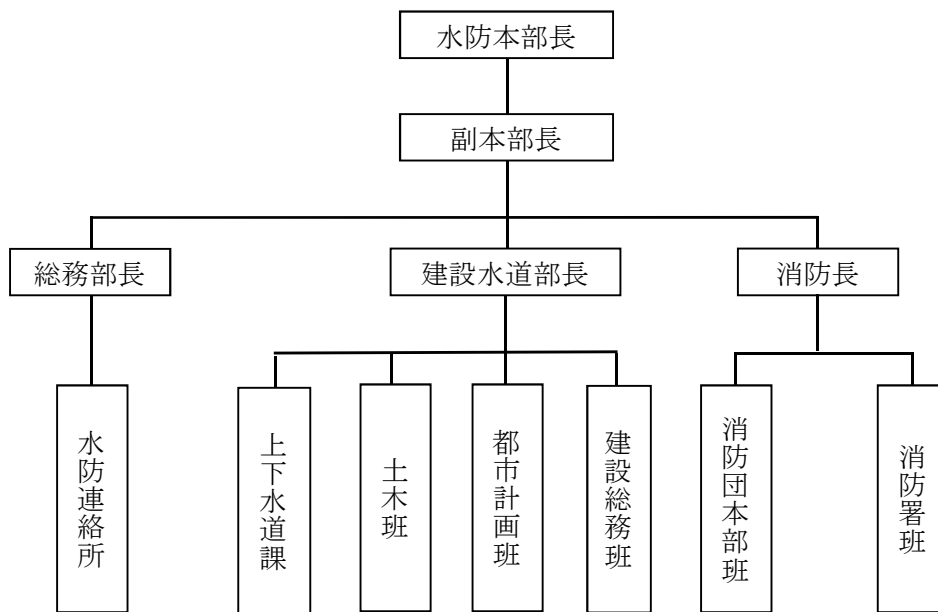
第1節 市の水防組織

1 設置基準

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水のおそれがあると認められるときから、洪水のおそれがなくなると認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

2 組織



職名	担当職	任務
水防本部長	市長	水防本部の統轄及び指揮監督
副本部長	副市長	本部長の補佐及び本部長に事故があるときの代理

3 各班の役割

部 (部長)	班 (班長)	任務
建設水道部 (建設水道部 長)	建設総務班 (建設総務課長)	○水防業務の取りまとめ、計画、立案、報告 等水防業務全般 ○水防資器材の整備 ○気象情報の収集、伝達、報告 ○災害調査 ○災害応急復旧 ○樋管、樋門、ポンプ場の監視、操作 ○水防連絡所との連絡 ○他機関との応援協力に関すること
	都市計画班 (都市計画課長)	○災害調査に関すること ○応急復旧に関すること ○樋管、樋門、ポンプ場の監視、操作
	土木班 (土木課長)	○災害調査に関すること ○応急復旧に関すること ○樋管、樋門、ポンプ場の監視、操作
	上下水道班 (上下水道課長)	○災害調査に関すること ○応急復旧に関すること ○樋管、樋門、ポンプ場の監視、操作
消防部 (消防長)	消防署班 (消防署長)	○気象情報の収集、伝達 ○消防団への連絡 ○水防活動
	消防団本部班 (消防団長)	○消防団の総括及び団員の指揮監督 ○河川等の監視及び警戒 ○水防活動
市長公室 (市長公室長 長)	水防連絡所 (支所長)	○水防指令、水防報告、情報連絡、応援要請、 その他水防に関する一切の連絡 ○水防資器材の管理、供与

第2節 水防施設

1 水防倉庫

水防倉庫の所在地は、次表のとおりである。

町名	水防倉庫の場所
土岐津町	土岐市役所
下石町 妻木町	西部支所
鶴里町	鶴里支所
曾木町	曾木支所
駄知町	旧法務局
肥田町	肥田支所
泉町	泉分団中核拠点施設
	土岐防災センター

2 ポンプ場及び水門施設

(1) ポンプ及び水門の所在地は、次表のとおりである。

名称	所在地	担当課
前の川ポンプ場	土岐津町土岐口(前の川)	建設総務課
伊野川ポンプ場	泉町久尻(伊野川)	都市計画課
定林寺土居町ポンプ場	泉町定林寺	都市計画課
立体交差ポンプ場	泉町大富(市道80020号線)	土木課
神明口ポンプ場	土岐津町土岐口(妻木川)	上下水道課
津路町ポンプ場	土岐津町土岐口	上下水道課
泉大富ポンプ場	泉町久尻(西公園)	上下水道課
久尻川排水樋管	泉町久尻(久尻川)	建設総務課
前の川逆水樋門	土岐津町土岐口(前の川)	建設総務課
御幸橋陸閘	土岐津町土岐口(妻木川)	建設総務課
緑川排水樋管	泉町久尻(緑川)	建設総務課
土合排水樋管	泉町久尻	建設総務課
笠神排水樋管	肥田浅野笠神町	都市計画課
新土岐津雨水排水樋管	泉町久尻	上下水道課
浅野排水樋管	土岐津町高山	上下水道課
三の輪雨水排水樋管	泉町大富	上下水道課

- (2) ポンプ及び水門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
別に定める体制表により、緊急時の体制を確保すること。

3 土のう用土砂採集地

土のう用土砂採集地の所在地は、次表のとおりである。

施設名	土のう用土砂採集地の場所
土岐市役所	土岐津町土岐口2101番
高山公園	土岐津町高山字一之洞410番1
津路公園	土岐口北町二丁目71番
西部支所	下石町1060番地
ゲートボール場他	鶴里町柿野字池之脇911番1
濃南分駐所	鶴里町細野字山添29番91
曾木公民館用地	曾木町字村上385番11
道路用地	駄知町字雨池830番18
ライフパーク運動場	肥田町肥田字追分2096番1
日之出公園	泉池之上町一丁目2番
岩野公民館	泉町河合字下夕畑754番10

4 水防施設及び資器材

市内各水防倉庫には、水防資器材配備表（付表1）のとおり水防資器材を備えるものとする。

第3章 予報、警報とその措置

第1節 予報、警報等の種類

1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象又は気象に関する異常現象等について、岐阜地方気象台において発表される注意報、警報及び情報の種別及び基準は、次表のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。なお、特別警報は一般の利用に適合する警報であるが水防活動には適合しない。

(2) 予警報の種類及び発表基準

種類	発表基準
1 気象情報	<p>24時間先から2～3日先までを対象とする予告情報として注意を喚起する必要がある場合や、注意報・警報の補完情報として、気象現象の推移、観測成果等を具体的に解説し周知する必要がある場合等に発表</p> <p>① 岐阜県記録的短時間大雨情報 1時間に100mm以上の激しい雨を観測、解析した場合</p> <p>② 岐阜県竜巻注意情報 雷注意報の発表中に、竜巻等による激しい突風の恐れが高まった場合に発表</p> <p>③ 土砂災害警戒情報 大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合</p>
2 気象注意報	<p>風雪によって被害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速12m/s以上と予想される場合</p>
	<p>強風によって被害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速12m/s以上と予想される場合</p>
	<p>大雨によって被害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量30mm以上と予想される場合 又は土壌雨量指数が基準値(81)を超えると予想される場合</p>
	<p>大雪によって被害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地20cm、山地40cm以上と予想される場合</p>
	<p>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合</p>
	<p>雷 落雷時により被害が起こる恐れがあると予想される場合</p>
	<p>乾燥 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官舎の実効湿度が60%以下で、最小湿度25%以下になると予想される場合</p>

	なだれ	<p>なだれによって被害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>① 24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ② 積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③ 積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合</p>
	着氷(雪)	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こる恐れがあると予想される場合
	融雪	融雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合
	霜	<p>早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が3℃以下になると予想される場合</p>
	低温	低温によって農作物に著しい被害が起こる恐れがあると予想される場合
3	洪水注意報	<p>洪水によって被害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>1時間雨量が30mm以上と予想される場合 又は流域雨量指数が妻木川流域11以上あるいは肥田川流域12以上と予想される場合</p>
4	浸水注意報	<p>浸水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 気象注意報に含めて行い、浸水注意報の標題は用いない。</p>
5	地面現象注意報	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合 気象注意報に含めて行い、地面現象注意報の標題は用いない。</p>
6 気 象 警 報	暴風	<p>暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速17m/s以上と予想される場合 大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p>
	暴風雪	<p>暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>降雪を伴い平均風速17m/s以上と予想される場合</p>
	大雨	<p>大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>大雨警報（浸水害） 1時間雨量60mm以上と予想される場合 大雨警報（土砂災害） 土壌雨量指数が基準値（102）を超えると予想される場合</p>
	大雪	<p>大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間降雪の深さが40cm以上と予想される場合</p>
7	洪水警報	<p>洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>1時間雨量が60mm以上と予想される場合 又は流域雨量指数が妻木川流域14以上あるいは肥田川流域15以上と予想される場合</p>
8	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合

	気象警報に含めて行い、浸水警報の標題は用いない。
9 地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合 気象警報に含めて行い、地面現象警報の標題は用いない。
10 特別警報	重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合 大雨：台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想された場合 暴風雪：数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 大雪：数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

- (注) 1 注意報、警報の発表基準は、災害気象調査の結果に基づいて改正されることがある。
- 2 雨、雪量の基準は、それぞれの地域の任意の24時間の最大地点雨雪量である。
- 3 注意報、警報が発表中に注意報、警報が発表されたときは、さきの注意報等は、後の注意報等に切り替えられたものとする。
- 4 本文は、異常気象の原因、現状、見通し、予想される異常気象の起こる時刻、場所、程度、災害の予想される時刻、場所、程度等について簡明に表現される。これらの全部を表現することが困難な場合は注意又は警報を必要とする事項だけを表現しその他の事項は、気象情報として発表される。
- 5 岐阜地方気象台から発表される注意報、警報等に地域が示された場合は、次の区分による。

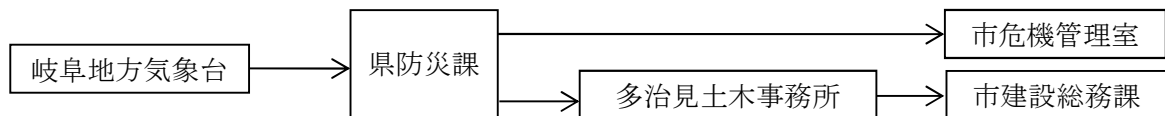
注意報及び警報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	東濃	土岐市

岐阜地方気象台

地形による区分	
地域名	範囲(標高)
平野部	標高500m未満の面積が2/3以上を占める市

(3) 伝達系統



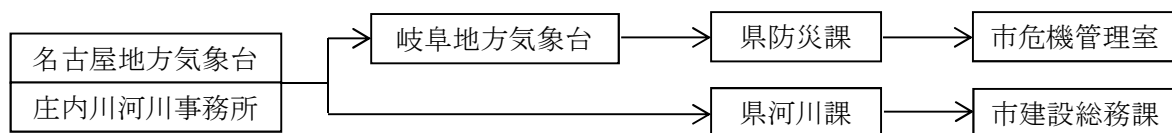
2 国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報

(1) 庄内川河川事務所と名古屋地方気象台が共同して、水防法第10条第2項の規定により、発表するもの。

(2) 洪水予報の種類と基準

種類	基準	洪水予報の標題	発表する時期
洪水警報	破堤氾濫等により重大な災害を生じるおそれがあるとき	氾濫発生情報 (レベル5)	堤防から越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき。
		氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に到達したとき。
		氾濫警戒情報 (レベル3)	基準地点の水位が氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	基準地点の水位流量が氾濫注意水位流量を突破するおそれがあるとき。	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。
	氾濫注意水位流量を超え注意を要するとき	(発表しない) (レベル1)	水防団待機水位(通報水位)に到達したとき。
解除	洪水注意報の必要がなくなったと認められるとき	氾濫注意情報解除	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき

(3) 伝達系統



(4) 洪水予報発表基準地点

河川名	観測所	地先名	位置	レベル1 水防団 待機水位 (通報水位)	レベル2 氾濫注意 水位 (警戒水位)	出動 水位	レベル3 避難判断 水位	レベル4 氾濫 危険水位	計画高 水位
庄内川	土岐	土岐津 町高山	左岸 57.8km	2.40m	3.00m	4.00m	4.50m	4.70m	6.39m

(5) 洪水予報発令受報様式

第1号様式による。

3 岐阜県知事が発表する氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報

(1) 岐阜県知事が、水防法第13条第2項の規定により、発表するもの。

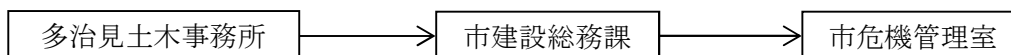
(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の内容

名称	内容
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起ころおそれのある水位

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準地点（知事が指定する水位（情報）周知河川）

河川名	観測所	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
土岐川	瑞浪	瑞浪市 土岐町益見	2.00m	2.60m	3.30m	4.10m

(4) 伝達系統



(5) 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）発表受報様式
第2号様式による。

4 水防警報（国土交通大臣が発表するもの）

(1) 国土交通大臣が、水防法第16条第1項の規定により、発表するもの。

(2) 水防警報の段階と内容及び発表基準

段階	種類	内容
第1段階	準備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。 (発表基準) 対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
第2段階	出動	水防団員等の出動を通知するもの。 (発表基準) 水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
第3段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。 (発表基準) 水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
適宜	情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。 (発表基準) 適宜

(3) 伝達系統



(4) 水防警報発表基準地点

河川名	観測所	地先名	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位
庄内川	土岐	土岐津町高山	左岸 57.8km	2.40m	3.00m	4.00m	6.39m

(5) 水防警報発表受報様式

第3号様式による。

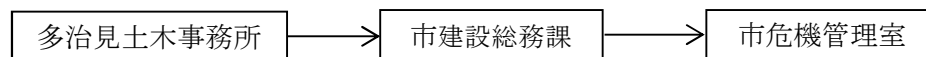
5 水防警報 (知事が発表するもの)

(1) 知事が、水防法第16条第1項の規定により、発表するもの。

(2) 水防警報の段階と内容及び発表基準

種類	内容
準備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。 (発表基準) 対象水位観測所の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。 (発表基準) 水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位 (警戒水位) を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。 (発表基準) 適宜

(3) 伝達経路



(4) 水防警報発表基準地点

河川名	観測所	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)
土岐川	瑞浪	瑞浪市土岐町益見	2.00m	2.60m

(5) 水防警報発表受報様式

第4号様式による。

6 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

(1) 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

土岐川浸水想定区域図（令和2年3月6日：国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所）

土岐川浸水想定区域図（平成30年9月11日：岐阜県多治見土木事務所）

肥田川浸水想定区域図（平成30年9月11日：岐阜県多治見土木事務所）

妻木川浸水想定区域図（令和元年6月14日：岐阜県多治見土木事務所）

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。))でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 洪水ハザードマップ

本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この、洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第2節 輸送の確保

水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め、輸送の正確を図るものとする。

第4章 重要水防箇所

1 国管理区間における重要水防箇所

<重点区間>

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要
土岐川	堤防高 堤防断面	左	56.8-170～ 56.8+120	土岐津町土岐口	290	
土岐川	堤防高 堤防断面	右	57.4+72～ 57.8+40	泉町久尻	510	

<工作物以外>

河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (水防工法)	重要度
土岐川	堤防高	左	57.0-50～ 57.4+30	土岐津町土岐口	490	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	左	57.4+30～ 57.8+150	土岐津町土岐口 土岐津町高山	550	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	左	57.8+150～ 58.6+170	肥田浅野双葉町	820	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	左	58.6+170～ 58.8+30	肥田浅野双葉町	50	河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	左	58.8+50～ 59.0+80	肥田浅野笠神町	180	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	左	59.0+80～ 59.6+30	肥田浅野笠神町	590	H23築堤(嵩上げ) 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	右	56.6+100～ 57.0+70	泉町久尻	320	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	右	57.0+70～ 57.4+30	泉町久尻	360	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	右	57.4+30～ 57.4+140	泉町久尻	110	H25築堤(嵩上げ) 暫定堤防(パレット) (積土のう工)	A

土岐川	堤防高	右	58.0+80～ 58.2+190	泉町久尻 泉町大富	300	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	右	58.8+40～ 59.0	泉町大富	270	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	右	59.0～ 59.2	泉町河合	230	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	右	59.2～ 59.4+80	泉町河合	260	河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	右	59.4+80～ 59.6+30	泉町河合	140	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	A
土岐川	堤防高	左	56.2-10～ 56.2+100	土岐津町土岐口	120	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防断面	左	56.2-10～ 56.2+100	土岐津町土岐口	120	断面不足 (シート張り工)	B
土岐川	堤防高	左	56.2+150～ 56.4+160	土岐津町土岐口	180	河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防高	左	56.6～ 56.6+100	土岐津町土岐口	120	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防断面	左	56.6+60～ 56.8+100	土岐津町土岐口	230	断面不足 (シート張り工)	B
土岐川	堤防高	左	56.6+100～ 57.0-50	土岐津町土岐口	270	河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防断面	左	58.0+150～ 58.4+150	土岐津町高山 肥田浅野双葉町	380	断面不足 (シート張り工)	B
土岐川	堤防高	左	58.8+30～ 58.8+50	肥田浅野双葉町	20	河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防高	右	56.0+140～ 56.2+50	泉町久尻	100	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防高	右	56.2+180～ 56.4+100	泉町久尻	120	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防断面	右	57.4+70～ 57.8+50	泉町久尻	380	断面不足 (シート張り工)	B

土岐市水防計画

土岐川	堤防高	右	57.4+140～ 58.0+80	泉日之出町	510	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防断面	右	58.0+80～ 58.4+150	泉町久尻 泉町大富	470	断面不足 (シート張り工)	B
土岐川	堤防高	右	58.2+190 58.4+150	泉町大富	190	河積不足 (積土のう工)	B
土岐川	堤防断面	右	58.8+160 59.0+150	泉町河合	210	断面不足 天端不足 (シート張り工)	B

<工作物>

河川名	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要	重要度
土岐川	工作物	左右	57.4+72	土岐津町土岐口 泉町久尻		桁下不足 中央橋	A
土岐川	工作物	左右	58.0+13	土岐津町土岐口 泉町久尻		桁下不足 土岐津橋	A
土岐川	工作物	左右	58.0±0	肥田浅野双葉町 泉町大富		桁下不足 新土岐川橋	A
土岐川	工作物	左右	59.6+50	肥田町浅野 泉町河合		桁下不足 三共橋	A
土岐川	工作物	左右	56.4-92	土岐津町土岐口 泉町久尻		桁下不足 新大正橋	B
土岐川	工作物	左右	56.4+162	土岐津町土岐口 泉町久尻		桁下不足 永久橋	B

<要注意箇所>

河川名	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
土岐川	旧川跡	左	56.4～ 56.4+120	土岐津町土岐口	120	H21再点検実施
土岐川	旧川跡	右	58.8+140～ 59.0+70	泉町大富・河合	170	H21再点検実施

2 県管理区間における重要水防箇所

河川名	理由	左右岸 の別	地先名等	延長 (m)	摘要※ ()内は 水防工法参考例	重要度
妻木川	疎通能力 不足	左右	土岐津町土岐口 (古井川合流点から土岐川合流点)	1,200	(積土のう工)	A
肥田川	疎通能力 不足	左右	駄知町 (千歳橋下流90mから上流)	1,400	(積土のう工)	A
伊野川	堤防高不足	左右	泉神栄町から土岐川合流点	1,250	(積土のう工)	B

伊野川	疎通能力 不足	左右	泉島田町 (島田橋上流30mから上流)	300	(積土のう工)	A
肥田川	疎通能力 不足	左	肥田町肥田 (桑原橋上流150mから上流)	1,800	(積土のう工)	A
肥田川	疎通能力 不足	右	肥田町肥田 (桑原橋上流300mから上流)	1,650	(積土のう工)	A

第5章 水防活動

第1節 水防配備

1 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

非常配備の基準は、次によるものとする。

区分	配備時期	配備につく班	人員及び体制
第1配備	① 次の注意報のうちいずれかが発せられたとき。 大雨注意報 洪水注意報 ② 土岐川が水防団待機水位に達したとき。 ③ その他本部長がこの体制を命じたとき。	建設総務課 都市計画班 土木班 消防署班	各2人の人員をもって当たり、情報連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに第2配備の召集その他の活動ができる体制。
第2配備	① 次の警報のうちいずれかが発せられたとき。 大雨警報 洪水警報 ② 土岐川が氾濫注意水位に達したとき。 ③ その他本部長がこの体制を命じたとき。	建設総務課 都市計画班 土木班 上下水道班 消防署班 消防団本部班 水防連絡所	各班若干名をもってあたり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制。
第3配備	① 大雨、洪水、暴風の警報がすべて発表されたとき。 ② 大雨警報（土砂災害）に加え、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ③ 土岐川の水位が、氾濫注意水位を超え、なお上昇が見込まれるとき。 ④ その他本部長がこの体制を命じたとき。	全ての班	完全な水防体制。

2 水防団の非常配備

水防団の非常配備は、団長の命により配備するものとし、次の3段階に分ける。

段階		時期
第1段階	準備	土岐川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 水防予警報等により洪水の危険が予想される時。
第2段階	出動	土岐川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 水防予警報等により出動を要すると認められたとき。
第3段階	解除	土岐川の水位が氾濫注意水位以下となり、水防活動の必要がないと判定したとき。

第2節 気象観測

雨量及び水位観測

市は、設置してある市内全域の雨量計及び水位計により、雨量状況及び水位状況の把握に努めるとともに、県土砂災害情報ポータル等により情報を収集し、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要と認めるときには、雨量及び水位の報告を関係機関にする。

なお、注意を要する雨量等は、次のとおりである。

注意を要する雨量		警戒を要する雨量		
前日までの雨量が	なお当日の雨量が	前日までの雨量が	なお当日の雨量が	時間雨量が
100mm以上で	50mmを越えたとき	100mm以上で	50mmを越え	40mmを越えたとき
100mm以下で	80mmを超えたとき	100mm以下で	80mmを超え	40mmを超えたとき

第3節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行う。

2 洪水時

水防管理者等は、非常配備体制時においては、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下

- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- 3 水防管理者は、2の監視の結果、堤防を道路として兼用している区間において、堤体自体が危険であると判断した場合には、2に規定の措置をとるとともに、速やかに道路管理者に対し道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限の措置を要請すること。
- 4 ため池については上記の外さらに次の点に注意するものとする。
- ①取入口の閉塞状況
 - ②地域の山崩れの状態
 - ③流入水及び浮遊物の状態
 - ④余水吐及び放水路付近の状態
 - ⑤重ね池の場合はその上部ため池の状態
 - ⑥ひ管の漏水による亀裂及び欠け崩れ
- 5 警戒区域の設定
- 水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

第4節 他機関との応援協力

1 関係機関との相互協力

水防管理者は、庄内川河川事務所、多治見砂防国道事務所、多治見土木事務所、多治見警察署、その他関係機関と常に密接な連絡をとり、水位、雨量、警報につき連絡協調し、災害等のおそれのあるときは、その状況を通報し、協力を求めるものとする。

(1) 河川管理者の協力

河川管理者中部地方整備局長及び県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①河川に関する情報の提供
- ②重要水防箇所の合同点検の実施
- ③水防管理団体が行う水防訓練及び水防講習会への参加
- ④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑤水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(2) 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、多治見警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

(3) 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

(4) 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

水防管理者は、県や国土交通省が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

また、必要に応じて、二次災害防止、応急復旧対策用資機材（コンクリートブロック等）の支援に関する応援要請・調整を行う。

(5) 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第5節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防作業に従事する者は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、以下のとおりである。

水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主要材料
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端（天端）に杭を打ち、せき板をたてる	都市周辺河川 (土のう入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主要材料	
漏 水	川側（川表） 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 （構造物ある所、水深の浅い所）	土のう、木杭、竹杭
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川 （水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 （漏水面の広い所）	むしろ、縄、杭、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 （むしろ入手困難）	防水シート、鉄パイプ、杭、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川 （水深の浅い所）	土俵の代わりに土のう
	居住側（川裏） 対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプ杭
		月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	既製水のう、杭、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 （漏水量の少ない所）	防水シート、丸太、竹
	深掘れ（先堀）	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
木流し工（竹流し工）		樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、杭	

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主要材料	
深掘れ (先掘)	立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、杭、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけ、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	杭、竹、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	杭、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、縄、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端 (天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		杭打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	杭、鉄線
	斜面 (裏のり) └居住側堤防	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、縄、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	杭、金網、鉄線、土のう
居住側堤防斜面 (裏のり) 崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、縄、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (杭打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	杭、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)が滑らないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力杭打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近に杭を打ちこむ	粘土質堤防	杭、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主要材料
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防 杭、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川 鉄線蛇かご、詰め石、杭、そだ
		杭打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）に杭を打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防 杭、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防 竹杭、土砂、土のう
		つなぎ杭打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）に杭を数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防 杭、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎ杭打ちとほぼ同じで柵を作る	一般堤防 杭、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）に杭打ち柵を作り中詰め土のうを入れる	一般堤防 杭、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般堤防	長尺竹、とび口
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般堤防	指揮車、無線車

第6節 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

第7節 決壊後の処理

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第6章 水防訓練等

第1節 水防訓練

市は、毎年出水期前（6月末までに）に水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第2節 水防信号及び標識

1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

水防信号は次表の方法によって表すものとする。

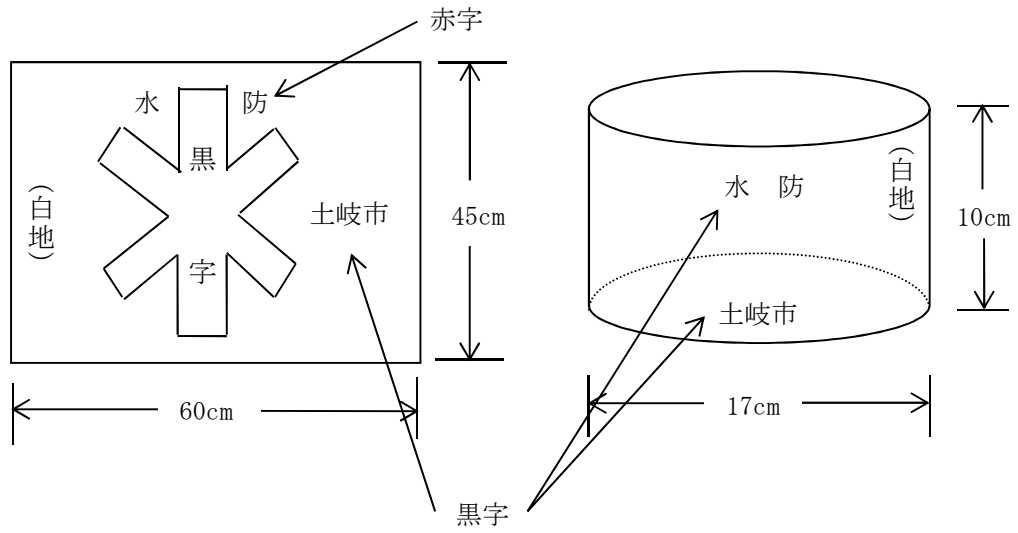
方法 区分	サイレン信号				
	第1信号	5秒 ○—	15秒 休止	5秒 ○—	15秒 休止
第2信号	5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—
第3信号	10秒 ○—	5秒 休止	10秒 ○—	5秒 休止	10秒 ○—
第4信号	1分 ○—	5秒 休止	1分 ○—	5秒 休止	1分 ○—
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。こと。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。				

2 水防標識

水防指導のため、現場に赴く職員及び車両優先通行標識は、次のとおりとする。

(車両標識)

(腕章)



第7章 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と、応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

また、本市の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。この場合、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 水防のため必要あるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限証明書		第	号
		身 分	
		氏 名	
	水防管理者 右の者 消防団長 氏 名 の命に基づき〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限 消防機関の長		
を行使するものであることを証明する。			
年	月	日	
水防管理者 [又は消防団長] [消防機関の長]		氏 名	(印)

(3) 公用負担の証票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

○ ○ ○ の 証				
負 担 者		住 所		
		氏 名		
物 件	数 量	負担内容 (使用、収用、処分等)	期 間	摘 要
年 月 日				
命令者 氏 名				⑩

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第8章 水防記録と水防報告

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保存するものとする。

- ①天候の状況及び警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出動の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指揮者氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮功労者及びその功績
- ⑯今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防活動実施の報告

1 水防活動実施報告書

水防管理団体は、水防活動を実施したときは第5号様式を作成し、次の調査対象期間ごとに、その期間終了後4日以内に多治見土木事務所長あて2部提出する。

調査対象期間

- ① 1月1日～5月末日
- ② 6月1日～7月末日
- ③ 8月1日～9月末日
- ④ 10月1日～12月末日

2 水防実施報告書

水防管理団体は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が予想される場合は、別途異常気象等による特定の期間の水防実施状況について、県土整備部長より照会があった場合は、第6号様式により直ちに多治見土木事務所長あて2部提出する。

第2号様式（氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）発表受報様式）

氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）発表受報様式

<p>川</p> <p>第 報</p>	<p>観測所</p> <p>平成 年 月 日 時 分</p> <p>岐阜県 土木事務所 発表</p>	<p>氾濫危険情報</p>									
<p>【主文】</p> <p>時 分現在 観測所の水位は、 m cmで、 避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） m cmに到達しました。</p> <p>市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、 適切な防災行動をとって下さい。</p>											
<p>（参考） 川 水位観測所 （〇〇市〇〇町） （受け持ち区間） ~</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">○ 氾濫危険水位</td> <td style="width: 10%;">m</td> <td>水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>m</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>m</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> </table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、氾濫危険水位を 水位観測所に換算した水位</p>			○ 氾濫危険水位	m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	避難判断水位	m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	氾濫注意水位	m	氾濫の発生に対する注意を求める段階
○ 氾濫危険水位	m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階									
避難判断水位	m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階									
氾濫注意水位	m	氾濫の発生に対する注意を求める段階									

★市町村担当者様

「氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。

早期の避難勧告等の発令を検討する必要があります。

災害時要配慮者等に対しては、避難が夜間になりそうな場合、日没前の避難を検討してください。

氾濫危険情報の伝達経過	
FAX伝達終了時刻	
年 月 日 時 分	

氾濫危険情報の確認先				
伝達確認先	電話番号	確認者	核確認者	確認時刻

氾濫の危険のある地区	m	cm



（参考）「雨量警戒水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

※上記の表に記載しきれない場合は、別紙にて対応します。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/	http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/

演習

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
杭瀬川	塩田橋水位観測所	第(仮)1号

平成 27 年 05 月 19 日 20 時 40 分

国土交通省 木曽川上流河川事務所発表

【現況】

杭瀬川の塩田橋水位観測所（大垣市）の水位は、19日20時30分現在3.50mです。

杭瀬川の塩田橋水位観測所（大垣市）の水位は、出動水位に達し、上昇しています。

【発表】

水防機関は出動してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
今渡				
犬山				
笠松				
起				
忠節				
墨俣				
古川橋				
岡豊				
万石				
烏江				
塩田橋			○	
高洲				
山口(旧)				

(参考)

杭瀬川 塩田橋水位観測所（大垣市）

（受け持ち区間は 杭瀬川左岸：大垣市、右岸：大垣市）

問い合わせ先

国土交通省 木曽川上流河川事務所 流水管理センター 電話：058-251-3235（内線）441

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

第4号様式 (知事が発表する水防警報発表受報様式)

138

水防警報発表受報用紙

水防警報 第 _____ 号 (準備) 出動 情報 解除) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 岐阜県 _____ 土木事務所長 発表

区別号 本文

イ 時 分 秒 現在の水位は _____ m _____ cm で _____ 水位

ロ 時 分 秒 現在の水位は _____ m _____ cm で _____ 水位

ハ 時 分 秒 現在の水位は _____ m _____ cm で _____ 水位

ニ これ以上水位と _____

ホ 時 分 秒 現在の水位は _____ m _____ cm で _____ 水位

ヘ 時 分 秒 現在の水位は _____ m _____ cm で _____ 水位

ト 時 分 秒 現在の水位は _____ m _____ cm で _____ 水位

チ 時 分 秒 現在の水位は _____ m _____ cm で _____ 水位

リ 時 分 秒 現在の水位は _____ m _____ cm で _____ 水位

※水位上昇の速報の目安

山近30分の水位上昇量	15cm以上30cm未満	30cm以上
かんたん水位	15cm未満	30cm以上
かんたん水位	15cm未満	30cm以上

備考欄 本文

又 _____ 市 _____ 地方では _____

ル 河川の水位は一旦 _____ 水位

ヲ 本地区 _____ せられたい。

ク 本地区の水防警報を解除する

カ (イ〜ク以外の補足事項)

(注) 1. 記入要領 _____ の部分は省略、地名、数字を入れる、 _____ の部分は字句の不要な場合に使う。 発信者は基本的に一方向に読み、次に通じて読む。必ずくり返して、2度読むこと。 受信者は間違いないよう必ず復讐すること。

II. 通達要領

(水防隊本部用)

水防警報の伝達 標準

発信者(無線終了時刻) _____ 分 _____ 秒

受信者 _____ 分 _____ 秒

水防警報対象水区域 観測所

観測所名	水防区(河川)	観測位置	河川名称	河川水位

水防警報の確認先

連絡先	電話	確認者	確認時刻

水防活動実施報告書

水防管理団体等名 _____

作成責任者 _____ ㊞

〔 自 年 月 〕
〔 至 年 月 〕

区 分	水防活動	使 用 資 材 費		
	活動延人員	主要資材	その他資材	計
前 回 迄	人	円	円	円
月 分				
月 分				
月 分				
小 計				
累 計				

- 注1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 3 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 4 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第6号様式

水防実施報告書

(水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成するもの)

作成責任者

㊞

水防管理団体名										指定・非指定の別			
水防実施等の台風名又は豪雨名										報告年月日	年 月 日		
出水の概要	川		氾濫注意水位(警戒水位)						m	活動費	管理団体分	県分	合計
	出水位	m	雨量						mm		円	円	円
水防実施箇所	支川		左・右岸						地先	m	主要資材		
日時	自 月 日 時		至 月 日 時								その他資材		
出動人員	水防団員	消防団員	自衛隊員	その他	計					費用	小計		
	人	人	人	人	人						機械等借料		
水防作業の概況及び工法	工法		箇所数						延長				
	延 長												
水防の結果	種類	堤防	道路	田	畑	家屋	一般公共施設	鉄道	人口	合計			
	効果	m	m	m ²	m ²	戸	戸	ヶ所	人	功労者の氏名・年齢・所属	功績概要		
	被害									破堤の原因 (破堤した場合)			
										水防活動に関する自己批判			

付表 1

水防資器材の一覧及び配置場所

土岐市

町名	土岐津	下石 妻木	鶴里	曾木	駄知	肥田	泉
倉庫別	土岐 市役所	支所 倉庫	支所 倉庫	支所 倉庫	旧 法務局	支所 倉庫	泉分団中核拠点 施設水防倉庫

(一施設あたりの整備数)

品名	規格	単位	配備数	摘要
土のう袋	60cm×50cm	袋	5000	
木杭	L=2m×φ10cm	本	200	
鋼杭	L=1.2m×φ15mm	本	20	
わら縄	8mm	巻	5	
ビニール縄	6mm×200m	巻	5	
ポリエチレンブルーシート	5.4m×7.2m	枚	30	
クレモナロープ	12mm×100m	巻	5	
トラ柵	A型	基	5	
セーフティコーン	H=70cm コンベッド付	個	10	
コーンバー	L=2m	本	5	
トラロープ	9mm×200m	巻	5	
剣スコップ	木柄	丁	10	
角スコップ	木柄	丁	2	
つるはし	ばちづる 両口 木柄付	丁	3	
関東じょれん	木柄付	丁	4	
み	プラスチック製品	丁	6	
一輪車	2才車	台	5	

品名	規格	単位	配備数	摘要
空気入れ	手押し	台	1	
か け や	120mm	丁	2	
鉄ハンマー	3.5kg	丁	2	
石 頭 槌	1.1kg	丁	2	
たこづち	4本手	丁	3	
木 鎌	165mm	丁	5	
のこぎり	替刃式 柄付	丁	5	
のこぎり替刃		丁	5	
な た	180mm さや付	丁	5	
鉄 線	なまし亜鉛10# 10kg	巻	2	
鉄線カッター	300mm	丁	2	
ペ ン チ	175mm	丁	5	
シノ (鉄線締)		丁	5	
梯子兼用脚立	H=1.8m 3.6m梯子	基	1	
道 具 箱	500×400×320	個	2	